

大阪大学同窓会連合会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、大阪大学同窓会連合会と称する。

(目的)

第2条 本会は、各部局の同窓会（以下「部局同窓会」という。）の発展に寄与するとともに、部局同窓会相互の交流、連携を推進することにより、大阪大学の卒業生等の交流、親睦を図り、併せて大阪大学との連絡を緊密にし、広く社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 部局同窓会相互の交流、連携の推進
- (2) 新たな地域同窓会及び職域同窓会などの各種同窓会設立の支援
- (3) 卒業生等と大阪大学との連携の推進
- (4) その他本会の目的に沿った事業活動

第2章 部局同窓会等

(部局同窓会等)

第4条 部局同窓会は、別表のとおりとする。

(学科・専攻等同窓会、地域同窓会、職域同窓会及び課外活動同窓会)

第5条 本会と連携する同窓会は、会長が認めた次に掲げる同窓会とする。

- (1) 部局同窓会と連携する学科・専攻等同窓会
- (2) 地域同窓会
- (3) 職域同窓会
- (4) 課外活動同窓会

第3章 会員

(正会員)

第6条 本会の正会員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大阪大学の学部を卒業または研究科等を修了した者
- (2) 大阪大学の役員または教職員
- (3) 大阪大学の役員または教職員であった者のうち、本会への入会を希望し会長が認めたもの
- (4) その他、大阪大学に関係のある者で、会長が認めたもの

2 前項の者のうち、別に定める会費を納めたものについてはプレミアム会員とする。

(準会員)

第7条 大阪大学の学部学生及び大学院学生は本会の準会員とする。

(賛助会員)

第8条 本会の事業に連携、協力できる団体及び個人は、賛助会員として本会に加入することができる。

(特別会員)

第9条 旧制浪速高等学校同窓会は、特別会員とする。

(退会)

第10条 プレミアム会員及び正会員は、申し出により本会を退会することができる。

第4章 役員等

(役員)

第11条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名

- (2) 副会長 若干名
- (3) 代表幹事 大阪大学理事から1名
- (4) 幹事 部局同窓会から各1名
- (5) 会計監事 若干名

(役員の選任)

第12条 会長及び副会長は、正会員の中から幹事会が推薦し、役員総会（以下「総会」という。）において選任する。

- 2 代表幹事及び会計監事は、総会において選任する。
- 3 幹事は、部局同窓会の推薦により、総会において選任する。

(役員の任務)

第13条 会長は、本会を代表して会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 代表幹事は、会務の執行を総括し、事務局を統括する。
- 4 幹事は、本会と部局同窓会との連絡調整を図るとともに、幹事会を構成し、会務の執行上重要な事項を審議する。
- 5 会計監事は、会計の執行状況の監査を行う。

(役員の任期)

第14条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、役員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の任期は、会長の任期を越えないものとする。

(名誉会長)

第15条 本会に名誉会長を置くことができる。

(顧問)

第16条 本会に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、会務に関する重要事項について助言する。

(委嘱)

第17条 副会長、代表幹事、幹事、会計監事は、総会の選任に基づき会長が委嘱する。

- 2 名誉会長及び顧問は、幹事会の推薦に基づき会長が委嘱する。

第5章 会議

(会議)

第18条 本会の会議は、総会、臨時総会及び幹事会とする。

(総会及び臨時総会)

第19条 総会は、第11条に掲げる役員をもって組織する。

- 2 総会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 役員の選任に関する事項
 - (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
 - (3) 予算及び決算に関する事項
 - (4) 会則の改廃に関する事項
 - (5) 部局同窓会の本会への加入に関する事項
 - (6) その他会長が必要と認めた事項
- 3 総会は、毎年1回、臨時総会は、必要の都度、会長が招集し、その議長となる。
- 4 総会は、第1項に掲げる役員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。
- 5 総会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。
- 6 第11条第4号に掲げる役員が都合により出席できないときは、当該役員が所属する部局同窓会の中から指名する者を代理出席させ、議決に加わることができる。

(幹事会)

第20条 本会に、部局同窓会との連絡調整を図るため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、代表幹事及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 賛助会員及び特別会員の入会及び退会
 - (2) 総会に提案する議事及び会務の執行上重要な事項
 - (3) 名誉会長及び顧問の推薦
- 4 幹事会は、代表幹事が招集し、その議長となる。
 - 5 幹事会は、幹事の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。
 - 6 幹事会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。
 - 7 幹事が都合により出席できないときは、当該幹事が所属する部局同窓会の中から指名する者を代理出席させ、議決に加わることができる。
 - 8 幹事会は、必要と認めた者をオブザーバーとして出席させることができる。

第6章 会計

(会費)

第21条 プレミアム会員及び賛助会員は、それぞれ別に定められた会費を納入する。

(経費)

第22条 本会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(監査)

第23条 会長は、会計年度ごとに決算書を作成し、会計監事の監査を受けなければならない。

第7章 事務局

(事務局)

第24条 本会に、その事務を処理するため、事務局を置く。

2 本会及び本会事務局は、大阪大学内に置き、その所在地は大阪府吹田市山田丘2-8テクノアライアンス棟 B409とする。

第8章 会則の改正等

(会則の改正)

第25条 この会則は、総会において過半数の議決により改正することができる。

(雑則)

第26条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、幹事会の承認を得て、別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成17年7月25日から施行する。
- 2 設立時の役員等は、第7条の規定にかかわらず別表のとおりとする。(別表略)

附 則

この改正は、平成21年5月2日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月30日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年5月3日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年11月29日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年12月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年5月3日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年7月15日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年1月15日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年9月1日から施行し、平成29年5月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成30年4月30日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年6月4日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和4年5月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年1月16日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年4月30日から施行し、令和4年7月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和5年12月6日から施行する。

部局同窓会
大阪大学文学部・文学研究科同窓会
大阪大学人間科学部同窓会
「咲耶会(大阪大学外国語学部・大阪外国語大学同窓会)」
大阪大学法学部同窓会「青雲会」
大阪大学経済学部同窓会
大阪大学理学同窓会
公益社団法人 医学振興銀杏会
大阪大学看護同窓会
大阪大学放射線技術科学学友会
大阪大学医学部保健学科検査技術科学専攻同窓会「はんえい会」
大阪大学助産師同窓会
大阪大学歯学部同窓会
大阪大学薬友会
一般社団法人 大阪大学工業会
大阪大学基礎工学部同窓会
大阪大学言語文化研究科同窓会
大阪大学国際公共政策研究科同窓会「動心会」
大阪大学大学院情報科学研究科同窓会「情朋会」
大阪大学大学院高等司法研究科同窓会
大阪大学微生物病研究所同窓会
大阪大学産業科学研究所同窓会
大阪大学蛋白質研究所同窓会
大阪大学レーザー科学研究所同窓会「泰山会」
大阪大学接合科学研究所同窓会